

令和元年 第8回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和元年7月10日(水) 午前9時30分～10時00分
2. 場 所	にかほ市役所金浦庁舎 第3会議室
3. 委員総数	12名
4. 出席した委員(10名)	1番 須田貴志 2番 佐藤 直 3番 須藤孝子 5番 齋藤勝義 6番 齋藤文男 7番 佐藤久美子 8番 齋藤久江 9番 森 榮一 11番 遠藤 豊 12番 小林 豊 (傍聴人 推進委員 伊藤盛雄)
5. 欠席した委員(2名)	4番 巴 朋之 10番 加藤朋光
6. 総会議長	会長 小林 豊
7. 会議録署名委員	7番 佐藤久美子 8番 齋藤久江
8. 出席した事務局職員	事務局長 村上 司 副主幹班長 小森俊英 副主幹 三浦利枝
9. 議事日程	第1 会議録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議
報告第11号	農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について て ・・・【2件】
議案第33号	農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件について ・・・【1件】
議案第34号	農地法第3条の規定による所有権移転の件について ・・・【3件】

議案第 35 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定
について . . . 【 20 件】

◆ 事務局長

ただ今より、令和元年第 8 回にかほ市農業委員会総会を開会
致します。

はじめに、会長よりご挨拶をお願い致します。

(開会 午前 9 時 30 分)

◇ 会長

【 会長あいさつ 】

◇ 議長

それでは審議に入る前に欠席者を報告します。4 番巴朋之委員
と 10 番加藤朋光委員より欠席の届け出がありました。

ただ今の出席委員は、委員総数 12 名中 10 名です。出席委員
は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたしました。

◇ 議長

日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。

7 番佐藤久美子委員、8 番齋藤久江委員の両名をお願いいた
します。

◇ 議長

日程第 2 会議書記を指名いたします。

会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇ 議長

日程第 3 会期の決定の件を議題といたします。

会議の会期は、本日 1 日限りと決定してご異議ございません
か。

. . . 〈異議なしの声あり〉 . . .

◇ 議長

ご異議ないようですので、会期は本日 1 日限りといたします。

◇ 議長

日程第 4 諸般の報告

【 詳細に説明 】

◇ 議長

日程第 5 議案審議に入ります。

報告第 11 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 (合意
解約) について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

報告第11号-1につきましては、秋田県農業公社を通しての所有権移転のための合意解約であります。解約した農地につきましては、議案第35号-20に上程されております。

報告第11号-2につきましては、農地中間管理事業を利用するための合意解約であります。解約した農地につきましては、議案第35号-19に上程されております。

◇議長

報告第11号-1と2の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第11号-1と2については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に議案第33号農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第33号につきましては、経営移譲年金受給のための親子間での使用貸借権の再設定であります。

◇議長

議案第33号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第33号については許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第34号農地法第3条の規定による所有権移転の件について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第34号について一括して説明いたします。議案書は8頁です。議案第34号-1につきましては、譲渡人の農業廃止と譲受人の経営規模拡大による所有権移転であります。金額は全部で■■■■円であります。

議案第34号-2につきましては、■■■■在住の譲渡人が夫の死亡により相続となった土地について、農地の管理や農業経営の継続のために、夫の姉である譲受人に贈与するものであります。

議案第34号-3につきましては、受人の経営規模拡大に伴い所有権移転するものであり、金額は■■■■円であります。

それぞれの受人の経営状況等農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを見なしていると考えます。

◇議長

議案第34号-1から3の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、初めに議案第34号-1について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第34号-2について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第34号-3について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第35号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権の設定の計画が19件でありまして、うち賃借権等の新規が7件、再設定が10件、使用貸借権の再設定が2件で、利用権の総面積は91,643㎡であり、また所有権移転が1件で、5,738㎡となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしております。

それでは説明いたします。

議案第35号-1と2は、どちらも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第35号-3と4は、どちらも新規の賃借権設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第35号-5と6は受人が同一であり、どちらも新規の賃借権設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載の通りであります。

議案第35号-7は、使用貸借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第35号-8と9は、どちらも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第35号-10から13は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第35号-14は、使用貸借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第35号-15と16は、どちらも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第35号-17は、新規の解除条件付賃借権設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第35号-18と19は、どちらも農地中間管理機構を

利用するものであり、新規の賃借権設定であります。それぞれの契約条件は議案に記載のとおりであります。

議案第35号-20は、秋田県農業公社を通しての売買並びに所有権移転であります。売買価格は、全部で [REDACTED] 円となっております。説明は以上です。

◇議長

議案第35号-1から20の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇森榮一委員

[REDACTED]さんについてです。象潟地区も大分増えてきました。それに伴っていろいろ問題も出てきています。かなりの面積ですから、導水路を含めてどうしても維持管理が行き届かないようです。中には直接、[REDACTED]に出向いて草刈り等をしてもらったというところもあったようです。法一つ刈らない状況ではやはり困りますし、苦情が出ています。契約の段階で備考欄等にしっかり管理をすることなどの文言を入れることは出来ないものでしょうか。

◆小森班長

[REDACTED]さんの場合は、解除条件付きの契約となっておりますので、農地を適切に管理されない時は、所有者側から解除出来る契約となっておりますが、実際のところ、所有者側にしてみれば、荒れている農地を契約してもらっているというような負い目のようなものがあるので、なかなか所有者の方からは言えないのかなと思うところもあります。

◇森榮一委員

直接言った時は、何人かが来て対応してくれたようですが、隣地の人から言ってもらったらいいか、契約書の備考欄等に記載してもらったらいいか、或いは口頭でいいのか、いろいろ考えるところがあります。おっしゃるとおり、やってもらっているという負い目についても十分理解しております。

◇会長

そばを栽培することだけを引き受けているということではなく、導水路も含めて維持・管理することが農地の管理ということですので、そのことについては、農業委員会から申入れしても差し支えないと思いますので、記録として残すべきかどうかについては別として、管理はきちんとするという事で申入れをしていきたいと思います。

◆事務局長

例えば、他の集落などでは、農事組合等から普請の割り当て分として範囲や場所を割り当てているところもあるようですの

で、そのように農事組合等で割り振りするような形もスムーズに行くのかなと思いますがいかがでしょうか。

◇森榮一委員

普請の時は■■■■にも連絡するので、その時は一緒に出てもらって作業をしてもらっています。ただ本来、耕作者が個人で管理しているような場所については、受人である■■■■で管理してもらえる様に、普通に申入れしてもらえたらと思います。

◇会長

はい、了承しました。

◇議長

他に、ご質問等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第35号-1から20については、原案通り承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。
これをもちまして総会を閉会致します。ありがとうございました。

(閉会 午前10時00分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和元年7月10日

会議録署名委員

総会議長 会長

委 員 7 番

委 員 8 番
